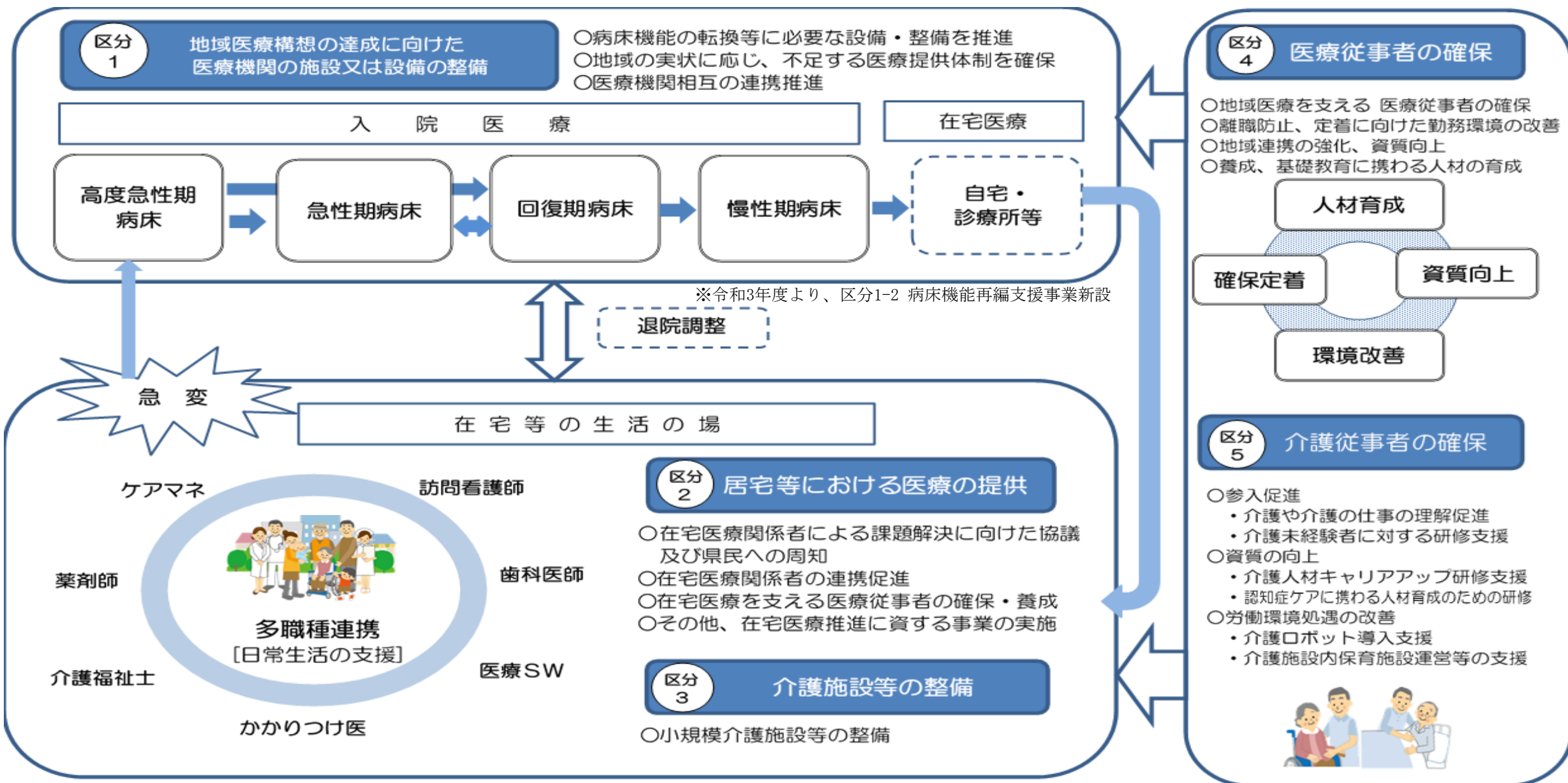


地域医療介護総合確保基金に係る 事後評価及び県計画の概要について

令和4年8月26日
福島県保健福祉総務課

地域医療介護総合確保基金事業 (区分Ⅰ～Ⅴ)

平成26年度から消費増収分等を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を各都道府県に設置（負担割合：国2/3、県1/3）。令和7年（2025年）に「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を見据え、県民一人一人が医療や介護が必要となっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、「福島県医療計画」及び「福島県介護保険事業支援計画」並びに「福島県地域医療構想」に掲げた施策のうち、「効率的で質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」に向けた事業を実施するもの。



勤務医の労働時間短縮の推進

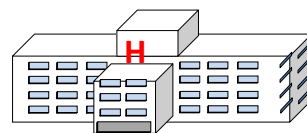
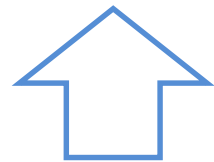
(地域医療介護総合覚悟基金区分Ⅵ)

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、以下の財政的支援を行う。
⇒地域医療の確保を目的として都道府県が医療機関向け補助を実施

地域医療勤務環境改善体制整備事業

補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。
(補助に当たっては客観的要件を設定)



連続勤務時間制限・勤務間インターバル、面接指導などに取り組み、かつ、時短計画を定めるなどを条件に交付する。



医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組の実施

医療機関において医師の労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善のための体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



支援



補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助する。

総合確保方針における地域医療介護総合確保基金のPDCAについて

- 地域医療介護総合確保基金は、消費税増収分が充てられていることに鑑み、当該基金を充てて実施する事業が適正に行われる必要がある。
- そのため、都道府県計画における事後評価や医療介護総合確保促進会議における議論等を通じ、地域医療介護総合確保基金が適正に活用されるためのPDCAサイクルを回す。

PLAN

都道府県計画・市町村計画の策定

- データに基づく地域の医療・介護ニーズや医療・介護資源に関する現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標、実施する事業の内容等を記載
- ※ 可能なものについては定量的な目標を定め、計画期間の年度ごとの進捗管理が適切に行えるようにする。
- ※ 医療計画や介護保険事業(支援)計画との整合性の確保等
- ※ 関係者の意見を反映させるために必要な措置、会議や議事録の公開等により決定プロセスの透明性等

DO

計画に基づき、適切に事業を実施

ACTION

(1) 国における取組

- 都道府県に対し、推奨事項、改善を図るべき事項等について必要な助言 等

(2) 都道府県における取組

- 事後評価に記載した改善の方向性、国からの助言等を踏まえ、次に策定する計画に活用 等

CHECK

(1) 国における取組

- 目標の達成状況、事業の実施状況を検証(注)

(2) 都道府県における取組

- 事業ごとの実施状況を把握・点検
- 事後評価を実施し、その結果を国に提出・公表
 - 計画で設定した目標が未達成の場合、改善の方向性を記載
 - 市町村は、都道府県の事後評価に協力

(注) 市町村計画は都道府県計画に盛り込まれることとなるため、国は都道府県計画の事後評価を検証する。

本県の医療・介護の現状と取組の方向性

背景

- ・ 2025年には、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者（75歳以上）となる超高齢社会へ～県民の3人に1人は65歳以上、5人に1人は75歳以上～
- **医療や介護を要する高齢者の増加**

現状

- ・ 原子力災害による医療・介護人材不足の一層深刻化に加え、施設の復旧・再開が必要な状況に
- **2025年度に必要とされる介護職員数に対して確保できる見込み数の割合（充足率）は、91.4%**
- **厚生労働省が令和元年12月に示した暫定的な医師偏在指標において当県は全国ワースト5位の「医師少数県」となった**
- ・ 在宅での医療介護需要の増加が見込まれる中、**在宅医療提供体制が十分確保されていない状況**

取組の方向性

- ・ **医療・介護人材の確保**を進め、避難地域を中心とする医療介護施設の再開や整備につなげる
- ・ 超高齢社会を見据え、限られた医療介護資源を効率的・効果的に提供するために、県内全域で**病床の機能分化・連携**や、**在宅医療の推進、医療と介護の連携、勤務医の働き方改革推進**を段階的に進めていく
- ・ 医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「**地域包括ケアシステム**」を各地域の特性に応じて深化、推進していく

令和3年度福島県計画に関する事後評価（案）の概要

1 令和3年度基金充当額について（過年度分は除く）

【医療分】

事業数：42事業

基金充当額：2,495,194千円

○区分1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

・事業数：4事業 ・充当額：1,679,626千円

○区分1-2 病床機能再編支援

・事業数：1事業 ・充当額：116,508千円

○区分2 居宅等における医療の提供

・事業数：7事業 ・充当額：30,332千円

○区分4 医療従事者の確保

・事業数：29事業 ・充当額：648,027千円

○区分6 勤務医の働き方改革の推進

・事業数：1事業 ・充当額：20,701千円

【介護分】

事業数：30事業

基金充当額：1,389,816千円

○区分3 介護施設等の整備

・事業数：1事業 ・充当額：869,840千円

○区分5 介護従事者の確保

・事業数：29事業 ・充当額：519,976千円

2 区分ごとの評価割合について（過年度分は除く）

区分	全事業数	A（概ね80%以上）		B（概ね50%以上80%未満）		C（概ね50%未満）	
		事業数	割合（%）	事業数	割合（%）	事業数	割合（%）
区分1	4	0	0%	1	25%	3	75%
区分1-2	1	1	100%	0	0%	0	0%
区分2	7	2	29%	2	29%	3	43%
区分3	1	0	0%	1	100%	0	0%
区分4	29	13	45%	7	24%	9	31%
区分5	29	14	48%	11	38%	4	14%
区分6	1	0	0%	1	100%	0	0%
合計	72	30	42%	23	32%	19	38%

医療介護総合確保推進法に基づく福島県計画（令和4年度）（案）

（1）県計画のポイント

本県の重点課題である「医療・介護人材の確保」に関する事業を優先的に位置づけ、次に各市町村や県があらかじめ介護保険事業計画等に位置付けている「介護施設等の整備」に関する事業を、さらに2025年の超高齢社会を見据え、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、勤務医の働き方改革推進につながる事業を盛り込んだ。

（2）事業費計画額 ※過年度分含まず

【医療分】

事業数：69事業

計画額：2,119,136千円

- 区分1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備
・事業数：1事業
・計画額：36,080千円
- 区分2 居宅等における医療の提供
・事業数：16事業
・計画額：259,860千円
- 区分3 医師の働き方改革推進
・事業数：1事業
・計画額：214,529千円
- 区分4 医療従事者の確保
・事業数：51事業
・計画額：1,608,667千円
- 区分5 介護施設等の整備
・事業数：2事業
・計画額：1,737,829千円
- 区分6 介護従事者の確保
・事業数：34事業
・計画額：565,570千円

【介護分】

事業数：37事業

計画額：2,303,339千円

・財源となる3分の2の国庫負担金（区分1-2は10/10）は、各都道府県からの交付申請に基づき国が交付額を決定しているが、県の要求額どおりとおらなかった場合、現在の県計画案を修正する可能性がある。

（3）事業実施期間及び主な事業

令和4年4月1日～令和5年3月31日（事業により事業開始月日、終了月日が異なる。）

《区分ごとの主な事業》

1 医療分

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- ・地域医療情報ネットワーク推進助成事業

④医療従事者の確保

- ・地域医療センター運営事業

②居宅等における医療の提供

- ・在宅医療推進事業

⑥勤務医の働き方改革推進

- ・地域医療勤務環境改善体制整備事業

2 介護分

③介護施設等の整備

- ・小規模介護施設等整備

⑤介護従事者の確保

- ・多様な人材層(若者、女性、高齢者)に応じたマッチング支援事業
- ・介護未経験者に対する研修支援事業
- ・介護ロボット導入支援事業